

第十一号の四様式 (平26内府令49・全改、令元内府令2・令2内府令64・一部改正)

【表紙】

【提出書類】

半期報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【計算期間】

第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日)

【発行者(受託者)名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】

名称
(所在地)

1 【特定信託財産を構成する資産の状況】

- (1) 【特定目的信託の仕組み】 (2)
- (2) 【特定信託財産を構成する資産の管理の概況】
- (3) 【損失及び延滞の状況】 (3)
- (4) 【収益状況の推移】 (4)
- (5) 【買戻し等の実績】 (5)

2 【特定信託財産の経理状況】 (6)

- (1) 【中間貸借対照表】 (7)
- (2) 【中間損益計算書】 (8)

3 【受託者、原委託者及び関係法人の情報】

(1) 【受託者の状況】

- ① 【資本金の額】 (9)
- ② 【事業の内容及び営業の状況】
- ③ 【経理の状況】 (10)
- ④ 【その他】 (11)

(2) 【原委託者の状況】 (12)

① 【会社の場合】

- イ 【資本金の額】
- ロ 【事業の内容及び営業の状況】
- ハ 【経理の状況】
- ニ 【その他】 (13)

②【会社以外の団体の場合】

イ【団体の沿革】

ロ【団体の目的及び事業の内容】

ハ【団体の出資若しくは寄附又はこれらに類するものの額】

ニ【役員の役名、職名、氏名、生年月日及び職歴】

③【個人の場合】

イ【生年月日】

ロ【職歴】

ハ【破産手続開始の決定の有無】

(3)【その他関係法人の概況】

①【名称、資本金の額及び事業の内容】

②【関係業務の概要】

③【資本関係】

④【役員の兼職関係】

⑤【その他】(3)

4【参考情報】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項は、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。
- b 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、第十号様式「記載上の注意」(1) f に準じて記載すること。
- c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- d 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第五号の四様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- e 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部（以下 eにおいて「原記載事項」という。）を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

(2) 特定目的信託の仕組み

- a 特定目的信託（資産流動化法第2条第13項に規定する特定目的信託をいう。）の仕組みの概要、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等について、図表等による表示などを用いて明瞭に記載すること。

と。

- b 資産流動化法第2条第14項に規定する資産信託流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（当該半期報告書の他の箇所に記載したものを除く。）についてその概要を記載すること。

(3) 損失及び延滞の状況

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について、第五号の四様式の「記載上の注意」(9)に準じて記載すること。

(4) 収益状況の推移

半期報告書提出日前1年以内に終了した計算期間について、第五号の四様式の「記載上の注意」(10)に準じて記載すること。

(5) 買戻し等の実績

半期報告書提出日前1年以内に開始した計算期間について、第八号の四様式の「記載上の注意」(5)に準じて記載すること。

(6) 特定信託財産の経理状況

中間財務諸表について、第五号の四様式の「記載上の注意」(11)に準じて記載すること。

(7) 中間貸借対照表

当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。）を記載すること。

(8) 中間損益計算書

当該計算期間に係る中間損益計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日をいう。）までの期間に係る損益計算書をいう。）を記載すること。

(9) 資本金の額

半期報告書提出日の直近日現在の受託者の資本金の額、受託者が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

(10) 経理の状況

受託者の最近事業年度に係る経理の状況について、第五号の四様式の「記載上の注意」(28-2)に準じて記載すること。

(11) その他

- a 半期報告書提出日前6月以内において、訴訟事件その他当該特定信託財産に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したもののについては記載を要しない。

b 上記以外については、第五号の四様式の「記載上の注意」(29)に準じて記載すること。

(12) 原委託者の状況

原委託者が会社である場合、(9)から(12)までに準じて記載すること。

(13) その他

半期報告書提出日前6月以内において、関係法人について訴訟事件その他当該法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。